

## 平成 25 年度 第 8 回市川市市政戦略会議

1. 開催日時：平成 26 年 1 月 15 日（水）午後 4 時 00 分から午後 6 時 00 分

2. 場 所：市川市役所本庁 3 階 第 5 委員会室

3. 出席者：(敬称略、50 音順)

会 長 栗林 隆

副 会 長 田口 安克

委 員 青山 真士・石橋 行子・加藤 健一・木村 直人・幸前 文子・  
杉浦 功一・田平 和精・吉原 稔貴

(欠 席) 大矢野 潤・新田 英理子・ハリス 貴子・平田 直・古瀬 敏幸

山元 康裕 (企画部行財政改革推進課長)

高久 聡 (企画部行財政改革推進課主幹)

佐藤 靖彦 (企画部行財政改革推進課主任)

松本 彦 (企画部行財政改革推進課主任)

村上 万里子 (企画部行財政改革推進課主任)

大平 哲也 (企画部行財政改革推進課主任)

4. 議題： 第 1 号 諮問事項「行財政改革大綱第 1 次アクションプランについて」  
(2) 公の施設の経営効率化

【午後 4 時 00 分 開会】

議題 第 1 号 諮問事項「行財政改革大綱第 1 次アクションプランについて  
(2) 公の施設の経営効率化

---

○栗林会長

それでは今月の市政戦略会議を始めます。本日は、お手元の資料に基づいて進めていきたいと思います。

最初に、要望のあった資料の一覧ということで、資料の 1、これについては事務局から説明をお願いします。

○高久行財政改革推進課主幹

(資料に基づいて説明。)

○栗林会長

それでは今月の会議を始めます。早いもので平成25年度の市政戦略会議も第 8 回目を数えます。本日は、前回までの審議内容を踏まえた上でご回答いただいたアンケートの結果を受け、私と田口副会長、事務局で長時間議論した答申イメージ図、お手元の資料 2、これは全てメールでも事前に送らせていただいておりますが、今日の大部分の時間はこの答申のイメージ図に関する審議ということになります。

本審議に先立ちまして、これまでのアンケート結果や審議内容等について、事務局が行政の各所管課とやりとりをした結果、事実が誤認されているとか、業務の実態、実情といった部分について少し補足させていただきたいということなので、その点をまず最初をお願いします。

○高久行財政改革推進課主幹

行財政改革推進課の高久と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。視察をした 4 施設の中で、公民館を所管する社会教育課と、いこいの家を所管する高齢者支援課のほうから、補足説明したいとのことで資料を預かってきましたので、事務局から説明させていただきます。

まず、公民館についてです。公民館に関しましては、単なる貸し館というイメージをお持ちの委員がとても多いというのが所管課の実感でございまして、そもそも公民館とは社会教育施設である、ということについて、もちろんご認識いただいているとは思いますが、その辺りのところをもう一度補足的に説明させていただきたいと思います。

公民館について、まず大もととなる根拠法令に教育基本法というものがございまして。そして、その教育基本法の理念を実現するために、公民館というツールを使ってそれを実践していく、その具体的な規定が社会教育法という法律の中に規定されている、というような流れとなっております。教育基本法をちょっと読ませていただきますと、教育基本法第 3 条生涯学習の理念、というものがございまして。国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かせる社会の実現を図る、という理念でございまして。この理念を実現するための手法として、教育基本法第 12 条、社会教育というものがございます。国、地方公共団体は、公民館等、社会教育施設の設置、学習の機会及び情報の提供、その他の方法により社会教育の振興に努めるというようなものがございまして。市川市は、これらを受けまして、公民館を設置してまいりました。

公民館でどういうことをやるかについて、社会教育法第 22 条でこのようにござい

す。公民館は次の事業を行う。定期講座を開催すること、討論会、講習会、講演会等を開催すること、各種の団体、機関との連絡を図ること、施設を住民の集会、その他の公共的利用に供すること、以上となります。ここでは公民館で行われる事業が列挙されており、この中からそれぞれ選択して、例えば定期講座などを開催している、ということになります。また、今紹介した「施設を住民の集会、その他の公共的利用に供すること」という部分を受けて、施設の提供、貸し室といった事業を行っているということになります。

流れとしては、その講座を受けて、それを受けた受講者がサークル等を作成して、そしてその貸し館でそういったものを披露していくと。そういったことをやっていくのが社会教育施設としての公民館であると。そして、最終的にはそれらを地域にまた還元していく。こういったことが、公民館としての主な事業内容であるということをご説明に加えてほしい、との所管課からの説明でございました。まず、社会教育課に関しては以上でございます。

続きまして、高齢者支援課からの説明でございます。こちらに関しましても、事実誤認というか、審議内容に対する説明ということでございます。各委員からの意見の要約ということで前回皆様にお渡しした資料の中に、いこいの家の対象者が、「要支援の老人」という表現がございました。その表現をちょっと読ませていただきますと、要支援の老人が要介護にならないための施設としての重要性を評価すべきである、というものでございます。ただ、いこいの家の対象者というのは、本市に住所を有する60歳以上の方が対象となっております。基本的に要支援とか介護を使っている人というよりは、元気な高齢者が活用されているというのが現状でございます。もちろん南行徳いこいの家に関しましては、デイサービスセンターとの複合でございますので、こういったイメージを持たれた方もいらっしゃるかと思います。基本的には元気な高齢者が集われるものであるというのが実態でございます。

続きまして、入浴施設の改善に合わせて利用料を一部徴収することは可能かということに対する説明でございます。入浴施設が老朽化等で使用できなくなったいこいの家については、原則廃止していくというのが現在の方向性です。なお、入浴施設は13施設のうち6施設にあり、利用は週3回で午後の2時間となっております。

続きまして、入浴に関する民間の銭湯との関係について。市内の公衆浴場は、昭和51年度に60軒あったところから平成24年度には14軒となっており、徐々に漸減してきたものです。高齢者支援課は、高齢者福祉として健康入浴券を交付してきましたが、公衆浴場の減少で利用者が減ってきていることが課題となっております。そのため、むしろいきいきセンター、老人いこいの家等の入浴施設は老人デイサービスセンターの入浴機会とともに補完的な役割を担っている、との説明でございました。

続きまして、定期的な避難訓練の必要性へのご指摘について。老人デイサービスセンターは年2回、またいきいきセンター、老人いこいの家等は年1回以上の避難訓練を行っています、とのことでございます。

次に、いこいの家の予約システムの共通化について。いきいきセンター、老人いこいの家等の利用対象者は本市に住所を有する60歳以上の方で、心身の健康保持と福祉の増進に寄与するため、教養の向上、レクリエーション等を目的とする施設であり、サークル等で利用する場合と立ち寄って憩いのために利用する場合の2つの利用形態があります。現状では、予約方式はとっておりません、ということでございます。

次に、前回の審議の中で、南行徳デイサービスセンターについて「1階が公共で2階が民間」という趣旨の内容がございましたが、現状としましては、2階の南行徳デイサービスセンター及び1階のいきいきセンター、どちらも公共の施設ではありますが、両施設を一体的に指定管理者が、これは株式会社ですが、管理運営を行っているということです。

最後に、指定管理者制度をどんどん導入していったほうがいいのではないかというこ

とについてです。指定管理者制度の導入については、条例上4つの原則があり、特に市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができること、市が管理する場合に要する費用と同等以下の費用で管理することなどが必要とされており、南行徳については、2階の老人デイサービスセンターの管理運営を指定管理者で行うものとした際、1階にいきいきセンターがあるので、1、2階併せて指定管理者での管理運営としたものであります。ただ、指定管理者の更なる導入については、サービス面、コスト面などから、今のところ難しいものと考えております、とのことでした。説明は以上でございます。

○栗林会長

ありがとうございました。それでは引き続いて、前回、委員の皆様から寄せられた質問などに対する資料1をご覧ください。それでは事務局、説明をお願いします。

○高久行財政改革推進課主幹

それでは、資料1をごらんください。前回の議論のときに要望のあった資料です。

1ページ目をお開きください。市有建築物の耐震化状況についてですが、こちらはホームページでも既に公開されておりまして、右上のほうに市川市市有建築物耐震化整備プログラムというのがございます。その抜粋でございます。ここで重要なところは、表のところに丸が書いてありますが、対象数が340棟、施設ではなく棟でカウントしております。耐震補強が必要なものが、右に行きまして、平成20年の段階で127棟ありました。平成20年より計画的に耐震工事を実施し、平成25年度で計画を完了する予定でございます。こちらについて、資料では「未補強」というふうに書いてあるため、まだできていないのかというイメージを持たれた方もいるかと思いますが、この資料は平成20年の段階で策定したものでございます。実際には、平成25年度で補強を完了させる、ということでございます。ただし、小学校等につきましては、耐震基準が上がったことに伴いまして、追加工事を行っているところであり、平成26年度で終了させる予定でございます。

各自自治体における公共施設の耐震化は、建築物の耐震改修の促進に関する法律、いわゆる耐震改修促進法に基づき、耐震化すべき対象施設を選定しております。さらに、市川市では本法律の下部的な位置づけとなる市川市耐震改修促進計画や市有建築物耐震化整備プログラムを設け、対象となる施設を拡大し、設定しております。これに基づく対象施設については、資料の2ページ目をごらんいただきますと、対象施設の一覧、プログラム建築物の基準がございます。そして、規模的に対象とならない小学校の体育館、ここでは25番になりますが、これについても避難場所となることから、市独自で対象としております。

3ページをご覧くださいませでしょうか。これは、上記の法律及びプログラムに基づく対象施設の一覧となっております。平成20年度から平成25年度、これもネットで公開されているところでございます。平成25年度で終了していくということでございます。また、各種法律によって必置とされている施設や、建物の特殊性・利用形態等に鑑みて、耐震補強が必要と判断したものについてはこれまで補強を行ってきているところです。しかしながら、小規模な建物、例えば放課後保育クラブの平家のプレハブ等や損壊によるリスクが比較的小さい建物については、耐震改修の工事は行っておりません。しかし、規模的に対象とならない木造の保育園につきましては、みずから避難できない幼児が対象であることから、直ちに耐震改修工事を行う必要があると判断し、耐震改修工事を行いました。また、対象ではあっても、建て替えなどの方針が決定していることから、旧福栄職員住宅等は耐震工事を行っていないなどの例もあります。これらの施設については、将来を見据え、耐震化とは別の視点、「施設の統廃合や建て替え」などといった形で話を整理しております。

3ページの表の下に建て替え、取り壊しという段がございます。北方老人いこいの家

や田尻老人いこいの家、あと国分小学校、これは管理教室や管理棟、第四中学校管理棟、特別教室棟、体育館などについては「建て替え」というふうになっておりまして、耐震工事は行っておりません。また、第三中学校特別教室棟は、耐震化は行わず、取り壊しというふうに決定をしているところでございます。

次に、4ページをお開きください。こちらは、地下駐輪場の減価償却の一覧表でございます。下の段の減価償却の計算式、これは総務省のホームページにも掲載されております。耐用年数に応じて償却率が決定し、取得額に償却率を乗じた額が減価償却となります。上の段の右端に減価償却費というものがございますが、施設別行政コスト計算書では、経常業務経費の物件費の中にこれが含まれております。

説明は以上でございます。

○栗林会長

以上の説明のところでは何かご意見等ございますか。

(発言する者なし。)

○栗林会長

何かありましたらまた後ほどということで。

それでは早速、きょうのメインピックスですが、資料の2をご覧ください。今日残された時間でご審議いただきたいのは、この答申イメージ図に関して、ある程度の合意形成を図りたいということでございます。というのは、来月2月は議会の関係で当審議会はお休み、従って3月の第2週のところで我々としては答申案を皆さんにご提案して、そして3月19日にご審議いただくということでございます。その答申案についてですが、ここではあえてイメージという言葉を使っておりますけれども、あと2カ月で、正副会長と事務局とで答申案を作っていくわけですが、今日お示ししているものは、いわゆる骨子となるものですよね。ここに書かれている大きな項目について、これから削ったり足したり、あるいはご意見をいただいたり、といったところです。そして、そういったご意見を大いにいただいたところで、できれば今日のところである程度の合意を得たいし、今日の審議の後も、若干の日にちを設けますので、後で考えたらこういうことがあったと、そういったことがあれば後日お受けするようになりたいと思っております。

それでは、事務局のほうからこの答申イメージ図、資料2について簡単な説明をお願いします。

○高久行財政改革推進課主幹

(資料に基づいて説明。)

○栗林会長

それでは、答申の実際のイメージについてご議論をいただきたいと思っております。

まず、1ページと2ページ、こういったコンセプトでいいかどうかということですが、まず評価の視点ですが、市民感覚、経営意識、行政の社会的責任、社会情勢への対応と、とりあえず4つ挙がっているわけですが、もっとこういったものを挙げたほうがいいのかというようなことがあれば、ぜひご提案いただきたい。先ほど事務局からはたしかシティーセールスというようなタームなどはどうですか、というような提案があったかと思いますが、話を聞いてみると、その背景にはポジティブシンキング的な、そういった評価があってもいいのではないかとというようなことのように思います。そういうこともしあればご提案くださいということですが、この場でもし出なくても、また

この後ある一定の期間を設けてやりとりできるようにいたします。今何かご意見のある方はいらっしゃいますか。この4つの視点などについて。

(発言する者なし。)

○栗林会長

それでは少し進んでいきたいと思えます。

次の評価の方法についてですが、アイテムを見ていくと、ソフト、ハードということ、まずは対象を選別すると。これは、皆さんの議論の中で出てきた言葉ですよね。評価の対象については、無論、いわゆるソフト、ハード、この2つしかないわけですから、対象としてはこんなふうになるのかなど。もっとも、ここに書かれているものは、評価の方法というよりは、どこに着眼するか、ということになるかと思えます。これまで何度も出ていますが、実際評価の方法がないと言えないわけですから。従って、こういうところに着眼したらどうですか、というのを提言してほしいというのが諮問内容にもなっているわけです。評価の活用は、特に求められているわけではありませんけれども、こういったことになるのではないかと、ということですよ。それと、②のほうは経営効率化に関する提言ということで、こちらは経営効率化という言葉が入っていますから、皆さんも取り組みやすかったし、いろんな意見が実際出ていて、非常にわかりやすい内容ですよ。

①のほうの公共施設の評価の着眼点というのはもともと難しいし、最終的に数値化するのはかなり困難なことであるのに比較して、②のほうは経営効率化ですから、非常に見えやすいということで、4ページ以降いろんなご意見が寄せられているわけです。イメージとして、全施設共通ということで、収入増加、コスト削減、便益向上と。これらは柱ですよ、見方の。それと、対象4施設に関しても、当然この3つの視点からそれぞれ何が言えるかというふうになるし、あとこのキープレーズ、いわゆるキーワードですよ。最近デジタル化されたネット社会ですから、キーワードはすごく大切ですよ。このキーワード、ここに出ているような言葉があるわけですが、適切な表現があれば直したりとか、あと追加したりとか。従って、まずお伺いしたいのは、こういった骨組みでおおよそいいかどうかということをお尋ねしたいのと、今この場では無理でも、評価の視点とかこのキープレーズ、追加等があれば、後日でも結構ですから、お寄せくださいということですが、どうでしょう。この1ページ、2ページの審議事項①と②に関するイメージ、本音を言えば目次ですよ。これを文章化していくというような方向でいいのか、それともここはおかしいとか、こういう項目を足すべきであるとか、どうでしょう。

では田平委員、お願いします。

○田平委員

短時間でここまでよくまとめていただいて、感動するというか、高く評価したいと思えます。それで、基本的にこれでいいと思うのですが、この2ページ目のところの全施設共通の提言、3つ柱があります。それから、対象4施設の提言、これもやはり3つの柱があるのですが、もう一つ柱を入れて、「民間への業務開放」というのはどうか、ということをご審議いただけたらと思えます。何を言いたいのかと申しますと、要はもうここは行政がやることではないよと。もう行政はこの仕事から手を引いて民間に任せましょうということがあっていいのではないかと。もうちょっと具体的に言うと、要するにそれは行政として廃止になるわけですよ。廃止と言ったら何か言葉がきついですから、民間への業務の開放という表現にすると。ただし、実際は、行政としては廃止というかたちになる、というのはどうだろうかという提案です。

会社でも何でもそうですけれども、ここまでは、大体全体のワークの1割か2割で

きるのです。計画は誰でもつくれるのですから。問題は、実際に痛みを伴うナタを振るうとき、D0(ドゥー)のときに本当にできるのかどうかなのです。民間の場合は生きるか死ぬかなので、生きるためには断腸の思いでやらなければいけないということで決断ができるのですが、行政の場合は、先ほどお話があったように、各所管部署は、まさか自分が全然役に立たないようなことをやっているなどと思っている人は一人もいないわけです。世の中の役に立つためにやっていると思っているとみんな思っているのですよ。けれども、優先順位をつけたとき、これはやめてしまわなければならないというような選択が必要なのだろうと思うのです。

ただ、今の行政の組織体制というのは、市長や副市長などでつくられる行政経営会議というもので方針が決定され、その方針が各部と課に落ちていく仕組みなのですが、みんな周りは抵抗勢力なのです。これをどういうふうに行きかたに実行させていけばよいかということですが、例えば1割削減しろ、などとノルマを与えると、私の民間での経験上、できないよ、こんなのと言ってくる。でもどうしてもやらなければいけないとなると、知恵を絞ってやるものなのです。だから、言い訳ありきでやっていたら絶対にできません。ノルマを与えて、やりなさいと。やらなければ場合によっては給与などに響く、というぐらゐの提言をどこかで入れていただければというふうに思っております。以上でございます。

#### ○栗林会長

田平委員、ありがとうございます。

皆さんのご意見もぜひ伺いたいと思うのですが、我々の提言ですから、もちろん市長に対して是非こうしてくださいということはかなり厳しい内容で提言すべきだと思っております。それで、先ほどの件についてですが、資料では収入増加策、コスト削減策、便益向上、その他となっていますけれども、これをやっても、田平委員の言葉を借りると、ノルマを達成できない場合には民間への業務開放、というようなことになるのかなと思うわけです。だから、4つ並べるといよりは……

#### ○田平委員

そうですね、並列ではない書き方にしましょう。

#### ○栗林会長

そのほうがわかりやすいですよ、きっと。まずはチャート図的にこの3つをやりましょう。それで、ノルマという言葉はみんな嫌いですが、達成率でも構わないのですが、達成目標を設定するというようなフローチャート図にして、目標が達成されない場合には民間への業務開放を検討する、というような、私の頭ではそんなふうには浮かんだので、ちょっと発言してみました。さてどんどんご発言いただきたいと思いますが、吉原委員、いかがですか、今の案について。入れたほうがいいのかどうか、ご自分の意見も含めてお願いします。

#### ○吉原委員

前回来ていないので、どこまでお話ししていいかわからないのですが、今の田平委員のお話について言えば、今の栗林会長の方向がいいと思います。要するに3つやって、だめだったらそっちへ行くと。ところで、今回の公共施設の評価についてですが、この評価の基準がない理由というのをしばらく考えておりました、この1カ月ぐらゐ。何で評価の基準が出てこないのだろうと。インターネットで普通の言葉は検索すると大体の答えが出てくるのですが、公共施設の評価の方法というキーワードで検索しても出てくるのは、スポーツ施設の評価方法だとか、そういうものは出てくるのです。学問になっているので、出てくるのですが、公共施設の評価は出てこないのです。それ

は、ここに書いてあるとおりで、社会情勢が変わったり、常識が変わったり、それから財政の状況が変わったりしたときに、どんどんどんどん変わってってしまうものだからなのです。それから、受益者と受益者でない人の意見が全部違ふと。そういう中で、共通の物差しというのはできないのだというのが私の中の結論なのです。その中で、こうやっていろいろ提言していかなければいけないというときに、いきなり民間への業務開放というのはちょっと乱暴というか、無理があるのかなと今のところは考えております。またお話を伺ってお話させていただきたいと思っております。

○栗林会長

田平委員のご発言を受けて私が若干コメントをして、吉原委員と田平委員が概ね私の考え方でよろしいということですが、ほかにご意見ございますか。逆に反対であると、そういうことを言うべきではないというようなご意見は。

○杉浦委員

このセンテンスで言えば、最終的に廃止の可能性もあるという言葉は逆に入れてもいいのではないかと思います。可能性として廃止の可能性もあるということだと思います。いろいろやった上で、それでも改善しない、あるいは必要性がないのであれば、最終的に廃止の可能性もあるということだと思います。

○栗林会長

そうすると、達成率に達しない場合には、行政としては廃止して民間への業務開放の方向で検討するというところで、この民間への業務開放というのは、行政から見れば、田平委員は廃止だということですが、こんなことですね。民間ですと、経営者の方がいらっしゃるので、私は経験したことないですけれども、断腸の思いで決断せざるを得ないわけですね、どう考えたって。ところが、行政の場合にはだめなのにはずるとやっているというのがものすごく多過ぎると。こういう行政特有の、国もそうですけれども、要するに税金の無駄遣いもいつになってもなくならないし、そのところというのは結構厳しい提言になるけれども、かなり切り込んでの方がいいかもしれませんね。

○田口副会長

私も先ほどの田平委員の民間への業務開放はぜひ入れるべきだと思っています。栗林会長もおっしゃったように、次のステップとしてこういうストーリーというのでもいいのかなという感じです。あと、評価の視点とか、そういうところでここをもっと多く出してほしいということで、もっといろいろとこの中身を充実できればいいなと思っています。私は、この年末いろいろと公会計などを勉強していたのですが、先ほど吉原委員がおっしゃったように、現状では公共施設を評価することができないと。評価できない理由の一つとしては、実はなかなか数値化しにくいところがあるからなのだろうな、ということで、むしろそういう数値化できるような仕組み、行政コスト計算書とか、そういうものを何とか活用できないかなと考えております。今、世間で公会計が何で盛んに言われているかという、各市町村間の横の比較ができていないからだと思います。各市町村においていろんな計算方法があって、比較ができないということで、それを統一していろんなことをやりましょう、という流れなのだと思います。実際にそういったものを使って公の施設を評価しようという動きは若干あるようなのですが、要はどうにか数値化できるような、そういう仕組みができればいいなというふうに思っています。ちょっと漠然としているのですけれども、そういった数値化というテクニク的なもの、そういうものが入れられればいいのかと思っています。副会長として、まとめ役の立場でこういうことを言うのもなんですが、どこかにこうしたことを入れられればいいなと思っています。

○栗林会長

木村委員、どうぞ。

○木村委員

私が委員になる前の話ですが、以前事業仕分けというものをこの戦略会議でやったと思うのですが、その時の対象施設と、全施設が対象である今回とで、かぶる施設というのはないのですか。「視点」の部分などでもし過去のやり方を見られるのがあったら、もう一回復習するというか、実際どうなっているのかというのをもう一度見るというのも一つの観点としてはあると思います。

○栗林会長

2期なさっている方も何名かいらっしゃって、その方たちは事業仕分けをやったわけですが、事務局の職員もだいぶ入れ替わっておりますが、いかがでしょう、今の木村委員のご発言について。

○山元行財政改革推進課長

今の木村委員のご提案というのは、かつてやった事業仕分け、そこで出てきた施設、あるいは事業仕分け的な手法をもう一度導入するというニュアンスでよろしいですか。

○木村委員

どちらかという対象になる施設という意味です。全施設が対象という場合には、重複するものも出てこないかということです。

○山元行財政改革推進課長

わかりました。まず、今回審議を始めるに当たって、前段で皆様にお願したものがございます。公共施設のマネジメントに関する今後の展開イメージという資料の中では、この戦略会議の今回の答申は、将来のファシリティーマネジメントにつなげていくための途中のステップの評価、それに対する着眼点といいますか、そういったもののご提案をお願いするといったものです。行政サイドとしましては、当然いただいたものを踏まえて、将来、公共施設全体を整理統合していくための視点として取り入れて話を整理していきたいと考えております。先ほど吉原委員からお話があったのですが、縦横の単純な視点、例えば効率化ですとか経済性ですとか、こういったものはある程度どの自治体においても取り入れているのですが、今回、皆様に取り組んでいただいているのは、「評価の視点」ということをご提案させていただいた通り、例えば市川の市民の皆さんの感覚とか、こういったなかなか評価項目にしづらいものを3次元的に取り込んでいくということなのだと思います。ですから、先にあるものは間違いなく、事業仕分けとは言いませんけれども、公共施設をいかに効率化していくかといったものになるかと考えているところでございます。

○栗林会長

はい、どうぞ。

○田平委員

余り脱線してはいけないのですが、木村委員の言われたことは非常にいいお話で、私は3年強この戦略会議の委員をさせていただいていますが、一番頭に残っているのは、長野県の北部に何か保養所がございましたね。菅平高原、あれはたしか廃止になりました

たよね。それから、寄贈された片桐邸というのが中山の北にありましたけれども、あれも保存する価値はないよと。こんな5,000万もかけてやる必要はないと、あれもたしか廃止になった。だから、いろいろとやってきているのですけれども、そういう廃止とか何かになったときには、多分行政単独では決め切れないで、議会を通すためにも、市民の目線を通したのかというフィルターをかけなければいけないから、どこかの審議会にかけて、そしてオーケーとなってからなさると思うのです。それは、この戦略会議でもいいし、何かほかの会議なんかにもどんどん出してこられればいいのかというふうに思います。ただ、現にいろいろ成果は上げてきているというふうには私は思っています。

#### ○栗林会長

今補足していただきましたけれども、当時一定の成果は上がったのですが、実は当時の事業仕分けというのは、大久保市長が就任して初仕事、我々の初仕事でもあったわけですが、どういったものを対象とするかというところの審議は実はこの審議会ではなされなくて、市のほうで、要するに見繕ったわけです。だから、うまく言えないけれども、席に着いたらお膳が出されてという、そういうことだったわけです。当時の議論も、我々で食べるものを決めさせてくれませんかというようなことを言ったのだけれども、余りにも多いので、收拾しないし、無理だし、時間も限られていたので難しいということなのです。それで、当時比較的議論しやすく、かつ問題もわかりやすいというようなものをある程度抽出したと思うのです。ところが、その事業仕分け的な手法というのはかなり強行的な手法です。だから、我々の提言というのは、収入増加に対しては例えば何割増し、コスト削減には何割減とある一定の達成率をぜひ定めなさいと、便益に関しては、なかなか評価しづらいですけれども、そしてどうしてもだめなら民間への業務開放ぐらいは言おうということなのです。

全ての施設で事業仕分けをすべきであると言いたいような気もするけれども、これは多分なかなか実現しない。あと、実はこの戦略会議のテーブルに全くのってこないことで、私も全然精通していないですけれども、非常に大きな問題が多々あるわけです。薄々うわさで聞こえているぐらいなのですけれども、そういうところになかなかメスが入らない。だから、今回もこのいわゆる施設ということに限定されているわけですよ。事業仕分けというちょっと強い手段で経営の効率化を図ると。どんなふうに入れていくかということは、もう少し議論が必要かもしれませんね。

ほかにどうですか、ご意見。

(発言する者なし。)

#### ○栗林会長

それではここで、またご意見があればと思いますけれども、平田委員からコメントが寄せられているので、それを事務局のほうで紹介していただけますか。

#### ○大平行財政改革課主任

行財政改革推進課の大平です。会議に先立ちまして事前送付しました資料2、答申イメージ図でございますが、本日も都合によりご欠席されている平田委員よりこの資料2に対しましてご意見、ご提案をお預かりしておりますので、事務局で代読させていただきます。

まず、資料2の1ページ目、審議事項①の評価の視点について、市民感覚、行政の社会的責任、経営意識、社会情勢への対応の4点が提案されていますが、あえて追加すれば、周辺同規模自治体とのバランス、それから市民満足度などがあるのではないかと考えます。括弧として、広義の意味では市民感覚や行政の社会的責任の範疇に入っているかもしれませんがということです。

続きまして、資料2の2ページ目、審議事項②、公共施設の短期的な経営効率化に関する提言について。収入増加策、コスト削減策、便益向上、その他の方策の3点が提言されているが、これらを精力的かつ確実に実行するため、目標と期限を設定して、実行状況が市民にもわかりやすいものにすべきと考えますとのこと。

平田委員のご意見は以上となります。よろしくお願いたします。

○栗林会長

同じような視点が出ましたけれども、2ページのところで目標を設定すると。そして、目標をクリアできなければ、もう一步踏み込んで民間への業務開放を検討すると、今そういう流れになってきているわけですが、とりあえず一通り皆さんに総論的なご意見を伺った後、また個別の3ページ以降に入りたいと思いますけれども、青山委員、コメントをお願いできますか。

○青山委員

私も田平委員からお話があったように、審議事項②の経営効率化の提言ですが、やはりアウトソーシングというものが非常にこれから大事になってくるのではないかなと思います。前々から我々もこの会議においても、協働ということを会議でやっておきながら、実は協働に対してどういう方向なのというのは何か明確性がなかったような気がしますし、やはり我々がフォローしてきたことは関連づける必要があるということで、市民との協働だとか、そういうところも含めたアウトソーシングは入れたほうがいいという提言は、非常にいいことだと思います。

あと、評価の方法の部分で、これからソフト面というところでいくと、どうしてもICTとのかかわり合いが出てくるということを考えれば、これは合理性に入るかもしれないのですが、これから業界の中でいくと証拠性というのが非常に大事になってくるのです。タイムスタンプもそうですけれども、要するに例えばICTを使っていることでもいろいろ効率化を図っていくということで、誰がいつどうやって利用したのかとか、そういったものが実は必要になってきている。それは、クラウドの時代になってきているということで、この証拠性ということを念頭に合理性とか効率性に入るのであれば、それはそれとしていいのですけれども、あえて分けたほうがいいのではないかなという提言です。

以上です。

○栗林会長

石橋委員、何か一言でも結構です。

○石橋委員

特にコメントはありません。

○栗林会長

加藤委員、何か一言でも。

○加藤委員

評価の視点とか方法という観点では、やはり何かを進めていく上では目的というものをしっかりと共有していかないと、なかなかまい方向に進んでいかないと思っています。そういった意味では、評価の視点の例の中に社会情勢への対応で、目的と現状の実務との乖離はないかというところで確認はされているような形になってはいますが、そういったものも共有しながら、その目的を達成するためにどうしていくのかというところを聞いて、そうしたものの、達成率とか取り組みの状況とかというものを指標にしてい

くということが必要なのではないかなというふうに話を聞いていて思いました。

○栗林会長

一通りお聞きします。幸前委員、コメントをお願いします。

○幸前委員

先ほど皆さんお話しされている民間への開放というのは、先ほど公民館、老人いこいの家に対する担当課からのお話を聞いていたときに、老人いこいの家を指定管理にするには費用を含めてなかなかやりにくいというお話があったのですけれども、ほかのところ、子育ての保育園とか、そういうところでも行政の方は必ずそういう言い方をされるのです。こども館の民営化とか指定管理なんかはどうですかという話をしたときに、その費用とかで受けるところがないよとか、そういう発言を必ずされるのですが、実際ないことはないと思うので、どこかでぱっきり切らないと何もよくなりませんかと思ったのと、先ほど加藤委員がおっしゃったのですけれども、どうしても目標だとか目的とか、何を目指してこうなるという、何を指すというところを先にちゃんと皆さんで共有しないと、何となくやっていますというところで、目標が達成できていなくても一応やっていますということになってしまわないかなという気持ちはしました。

○栗林会長

とりあえずこの1ページ、2ページの骨子ですよ。総論的なご意見を一通り伺ったわけですが、先ほどご欠席の平田委員から評価の視点のバランスとか満足度、そのことが出ていますよね。新設というのは、これは事務局のコメントなのですけれども、そのこともご参考にいただいて、またぜひ後日、評価の視点、追加項目等も挙げていただきたい。

一通りご意見を伺ってみると、田平委員がおっしゃった民間へのというところ、私の意見も少し入れさせてもらいましたけれども、皆さんいずれにしても目標、目的、達成率ということを行っていますから、これを明確にして、なおかつ数値的に具体的に目標を立ててくださいと言ったほうがいいですよ。だから、個別のアイテムによりますけれども、例えば駐輪場のどこは収入増加が何%増とか、コスト削減についてはどこは何かとか、そういう目標をぜひ立ててくださいと、提言として。そして、これはかなりきつい答申になるかもしれませんが、それができなければ、最終的には廃止、民間というようなことも提言に書いて、どんどん言ったほうがいいですよ。

それと、先ほど青山委員から協働ということも出ましたし、木村委員からは事業仕分けと、我々がこれまでやってきたこともフォローしたほうがいいですよ。極力今までやってきたことをツールとして盛り込みながらこの経営の効率化ということに関して提言していくというふうにしたいと思います。

それでは、3ページ以降の具体策ですけれども、先ほどほとんど見ませんでしたが、ちょっと読みましたよね。3ページはいいですかね。着眼点というところですね。

(発言する者なし。)

○栗林会長

そうしたら、より皆さんにとって非常に具体的なアイデアが入ってきますけれども、審議事項の②ですね。経営効率化に関する提言ということですが、全施設共通ということで、収入増加、コスト削減、便益向上ということで、先ほど事務局のほうでも読み上げたところでありまして、これもかなりの議論を重ねてきて、そのエッセンスを抽出したもので、さらにこんな方法があるというのはなかなか出づらいいと思うのですよね。とりあえず収入増加策、コスト削減策、便益向上、その他の方策というところ

ろに出ている項目ですよね。これをごらんになっていただいて、コメントとか、修正したほうがいい、削除したほうがいい、さらにはこういったものを追加したいというようなご意見はございませんでしょうか。この場ではいかがですか。大体出尽くしていませんか。

収入増加策に関しては、無料化となっているものはもう絶対だめだと。これは再三出ていますよね。それで、その一つ、抵抗勢力という言葉も出ていますけれども、それは実現しないということの理由に関しては、議会におけるいわゆる低所得者等に対する配慮というようなことがあるのだけれども、これは私の持論でもありますけれども、そういったことはやめて、一旦取るべきものは全員から取った上で、例えば生活保護を受けている方についてはそちらのほうで特別に対応すると、両方足せばバランスとれるわけですから。そういった意味で、我々は議会に何もできないかもしれないかもしれませんが、そのなかなかできない理由として、議会の一部の方々が、言葉は今すごく迷っているのですけれども、低所得者層に対する配慮から、有料化は反対である、値上げ反対である、それはやめましょうと。一律に受益者負担の考え方から、ちゃんと取るべきものは取って、それで生活保護という制度があるわけですから、そういう人はその枠組みでまた別対応していただくと。そういう考えで皆さん共通の認識ですよ。

それと、田平委員がとりわけこの駐輪場は詳しいわけですが、改札口から何メートルというもの、あれは何とかしてもらいたいですよね。またそういう審議会があるのだらうと思えますけれども、何としても見直してほしいと。そういう陳腐化した規則を何としても再検討しろと。それは、駐輪場のほうで言うてあるのかな。その辺のところなのですよけれども……

○田平委員

私が意見を書いたのは、昔は防災対策ということで、不法駐輪をさせないためであった。もはやその目的は達成して、駐輪場は随分ふえた。だから、ここはちゃんと受益者負担に方針を変えないといけないということです。

○栗林会長

収入増加策の2番目の骨子ですけれども、例えば図書館なんかは1円も取ってはまかりならぬということなのだけれども、何とかその法の定める範囲外の部分でできないかということですよ。ぜひ市長にも英断してもらって、あの立派な図書館の附帯施設として何か、法の網の目をくぐるというのは言い過ぎだけれども、図書館法に触れないような方法で収益事業化が図れば、これはテレビにも取り上げられるだろうし、やってほしいですよ。

○田平委員

実は私は図書館の話のことも頭に入れて先ほどの話をしたのですよ。今の法律で、図書館法18条の縛りがある限り収益は取れないですよ。だから、図書館法第28条の私立図書館だったら収益を取れるということにして、そしてそもそも図書館って本当に必要なのかと。ちょっとドキッとするようなことを言っていますけれども、動物園よりはまだちょっとひどいのか、ましなのかわかりませんが、本当に今市川市にとってあの中央図書館は必要なのかと。動物園は今回載っていませんけれども、そういう厳しい自問自答が必要だと思うのですよね。

○栗林会長

委員のどなたかがあり得ないぐらい立派過ぎるとおっしゃいましたよね。私も実は初めて入ったのですけれども、やはり立派ですよ。ちょっとびっくりしてしまいましたけれども、あれだけの費用がかかっているわけですから。いずれにしても、市川市は上

から数えたほうが早いぐらいお金はあるけれども、そうはいったって今後相当厳しいわけですから。だって、今後は毎期50億円ぐらい足りないとされているわけでしょう。だから、使わないようにするしかないですよ。今日は博物館とか動物園の話は出ていませんけれども、大幅に思い切った手を打っていくということが市長と議会には求められると思うし、その中で図書館を含めてどのようにするかということですよ。

それと、3つ目ですけども、これも前回答申しましたから、手数料、使用料の見直しということで適正化を強く訴えたいですよ。既に答申済みですからね。コストカットですけども、ここにも委託等の民間の力の活用、協働も入りますよね。協働という言葉もぜひ入れてほしいと思うし、職員数の削減も、やらざるを得ないということになりますよね。

それと、極力複合施設化を図るとのこと、これも複数の委員の方がおっしゃっているし、それと借地の問題等々ですよ。

それと、便益向上、これはまた大変難しいことになっていて、このところは強いて言えば、行政固有の領域ということになりますよね。数字で見えないと。したがって、市民サービスは公共サービスなので、全てを民間的な切り口で経営効率化を図るのは正しくないと思う。ただ、おおむね正しいと思うけれども、このところは赤字であっても必要なのだという、そんな議論の中で図書館が必要なのかというのが出てきますよね。それと、規模とか、そういったことも含めてですね。

さて、それでは個別の内容のほうへ移っていきたく思います。まず、図書館については、ここに皆さんの意見が幾つか集約されていますが、どうでしょうか。収入増加策、コスト削減策、便益向上ということで、そもそも図書館法というのはこの便益向上というところにフォーカスした法律で、戦後すぐの当時本以外に知識が得られなかったときのもので、そのときの法律が今や陳腐化しているのは間違いないということですよ。それで、あとロケーションの問題とかいろいろありますけれども、今は昔と違って、どこにいても本が手に入る、借りられるというふうになってきている中で、あれだけの箱物が必要かどうかということですが、ここに3つの柱から意見が出ていますけれども、再度強調してもらってもいいし、どれを強調すべきだとか。

木村委員からどうぞ。

#### ○木村委員

私の意見ではないので、ちょっと申しわけないのですが、有用性についてはというのが便益向上のところの後ろから2番目にあるのですが、下のほうの昨今の紙メディアからというのは別の議論なので、それは項目出ししてほしいのですが、将来性については努力の余地があると書いてあるのですが、将来性についてはというのをカットしてもらって、今でも努力の余地があると考えているのですが、例えば今国会図書館で、公共図書館に限っては、自分のところをネットで図書館につなげば130万冊ぐらい著作権を整理しながらすぐにも電子閲覧できるサービスを1月から実施しており、全国の図書館に呼びかけたけれども、千葉県は野田市しか手を挙げていないと。そうすると、閲覧とか複写とかできるのです、公共図書館に限っては。だから、そういうようにもっとデジタルコンテンツに対して努力してほしいなど。何かいろいろ制限があるのかもわからないですけども、パソコンを用意していないとか。将来性というよりも、近々の課題としてそういう努力の余地があると思います。

#### ○栗林会長

そうですね。

実は私も大学人ですけども、私たちは本で大学時代から勉強してきて、ネットなんかなかったし、デジタルなんかなかったし、検索なんかできなかったわけですよ。朝から晩まで図書館にこもって、図書カードって昔あったのです。ABC順に朝から閉まる

まで一日中、図書カードの前でずっと引いて、これは使える、使えない、そういう世代です、私は。ところが、今はネットで検索をかけると簡単に出てくる。だから、時代背景が全く違いますよね。それで、図書館法というのはもちろんデジタルコンテンツは何も規定もないわけなので、そうすると木村委員のご提案というのは、この貸し出しコストをきちんとしろということとその次は別のことだということですよ。これ違いますよね。これは分けましょう。

それで、いわゆる紙メディアからデジタルメディアに移行と。これはすごい加速度ですよ。例えば千葉商大でも基本的に本を買うのを極力やめようと。もう置くところもないので、そのかわりどんどん、どんどん今みんなネットで手に入るのです。だから、これからの世代の人たちに対応していく、そういった必要性があるということ、木村委員もおっしゃっていますけれども、将来ではなくて、もう喫緊に取り組むべきだということですよ。

実際、木村委員お詳しいですけれども、国もすごく動いているのですよね。実は大学で出している博士論文も、今までの制度では必ず国会図書館に1冊入ると。これは、大昔から全部入っているのです。国会図書館に全部入っていたのです。それが近年デジタル化されてきて、そしてデジタルでみんな見られるようになってきた。私も博士号を取得したのは随分前ですけども、何か書類が来まして、デジタル化したのを公開しているですかという了解を求める、そういうのが来て、今はもうみんな見られる。今後は、もう最初からそれが前提になっているのです。博士号を出す人は無条件に全部デジタルで公開と。強制的にですよ。そんなふうになるので、指導する我々も大変なことになっているわけですけども、そんなこともあるので、おっしゃったようにもう喫緊の課題だということですよ。だから、紙媒体の本というのが多分どんどん、どんどんなくなっていくのは、もうこれは歯止めがかからない。出版社も既に経営が苦しくなっているし、例えばアメリカのハイスクールなんかでは教科書を廃止してしまっていて、アイパッドというのですか、あれを渡して、それに全部テキストが入っている、もうそんなふうになってきているわけでしょう。そういうふうになっていってしまうと。こういうのを生徒に渡すだけだというふうになっているので、そうすると図書館の機能というのは勉強するためのスペースという機能も果たしているでしょう、今。そのところはどうか考えますかね。

吉原委員、どうですか。

#### ○吉原委員

私が中央図書館へ行って一番衝撃を受けたのは、まず職員のお部屋の広さと立派さですよ。そして、何よりも職員の皆さんのプライドがすごく高いというのが、ある意味衝撃でした。要するにスポーツ新聞から、ああいうどうでもいいようなものまで全てがそろっているということが彼らにとってはプライドで、それを蔵書しておくだけでもすごくコストがかかっているなどか思いながら、何の意味があるのだろうと。今やバックナンバーだって全部インターネットで調べられるのに、これをここにためておいていいのかなと思いつつ見ていたのです。一つのヒントとしては、アメリカの本屋さんって今やもうみんな中でもってコーヒーが飲めて、お茶が飲めて、そこで座り込んで読めて、本屋さんの中ですよ。買わないで読めて、そこで食事もできてしまったりするようになっていくのです。

それから、今栗林会長がおっしゃったように、図書館は静かなので、自習室としての効果が物すごく、あるのですよね。ですから、そういうのを自習室の部分で例えば1回100円とかというお金が取れるかもしれないし、もしくは人さえ集まってくれば、そこに民間の、確かにああいう福祉関係の喫茶店もいいのですけれども、民間のちゃんとした、いわゆるみんなが行きたくくなるような、そのコーヒーが飲みたくくなるようなコーヒー屋さんを中央図書館ほどのところだったら併設もできるでしょうし、コンビニな

ど、そこに人がどんどん集まるような、そういう複合施設化を、今まで公共施設の複合化しかやっていないのですけれども、民間施設との複合化というのをどんどん、どんどん新しい目線でやっていくと、まだ図書館には可能性があるのではないかなと思う。

書架、要するに本棚1つとっても、どうしてこんなに立派な書架を使わなければいけないのかというのは私はびっくりしたのですけれども、あれはあれだけプライドがあるから、プライドが邪魔をしていて、ここは立派な施設だから、こうしなければいけないというふうになってしまっていて悪循環を起こしているのだと思うのです。ですから、やっぱりそこにもうちょっと民間の目線が入るような、職員さんがずっとやるのではなくて、民間に業務委託をすとか、それと今言ったように貸し室とか貸しテーブルとかというようなビジネスのイメージも入ってきてもいいのではないかなというふうに思いました。

○栗林会長

田平委員、どうぞ。

○田平委員

皆様のおっしゃっていることはいちいちごもっともなのですが、私はこの前、図書館法というのを見て、第18条に一切の対価を取ってはならないと書いてあるのです。そうすると、我々は一銭も取ってはいけませんよと、こうやっておっしゃるわけですよ。独立行政法人に国立大学もなりましたよね。うちの弟が国立大学の学部長か何かをやっていたときも毎年毎年3%ずつ予算カット。そうすると、一生懸命知恵を出して何かやっていくのですよ。これも、独立行政法人ではないけれども、行政から切り離して、一切取ってはいけませんと書いてあるから、私立か何か料金を取れるものにすべきですよ。そこを強く書かないと。これだと、収入増加策の6つある中の4つ目あたりにちらっと書いてあるのだけれども、どおんと大きく柱としてやらないと。民営化というか、今いる人たちをすぐ民間にというわけにいかないでしょうけれども、とにかく公共図書館ではないような組織に移せば、そうするとCDとかDVDとかビデオとか全部お金も取れるのですよ。立派な自習室だってね。これは絶対必要ですよ。言わないと。それが絶対必要。それがなければお金を取れないですよ。

○吉原委員

ここからここは図書館だけれども、ここからここは図書館ではないという線引きはできないのですか。

○田平委員

さて、どうですかね。

○栗林会長

田平委員から今ご提案されたことは、会長として全く至極ごもっともで、強く書きましょう。もちろん法解釈もあるのだけれども、文言はまた練りますけれども、現行図書館法の規制を受けて、いずれも取れないので、取れるような業務形態への転換を図ると。そういう方向に行政の皆さんはまた反対もあるかもしれないけれども、ちょっと強い口調でね。審議会です。これはいいことです。これがもし成功すれば、NHKのゴールデンタイムに出ますよ。だって、年間何億というあれを圧縮できるし、もし有料にして赤字になるようであれば、それこそさっきのスキームで廃止するという方向で強く。そうしたら、図書館の収入増加策、幾つか挙げるけれども、何しろ図書館法、できる、できないという問題はちょっと置いておいて、そこはできないに決まっていますけれども、図書館法の規制を外れるような方法、業務形態の転換……

- 田平委員  
図書館法の規制ではなくて、公共図書館からの離脱というか、私立図書館は取っ払いと書いてあるのだからね。
- 栗林会長  
お金を取れるような業態に転換を図るということで……
- 吉原委員  
1行目に入れたいですね。
- 栗林会長  
もちろん。それをうたうようにしましょう。
- 田口副会長  
今ちょうどお話しのところは、ここで言うと3番目にも書いてあるので、この順番のと、もっと文言を練らなければいけないと思う。
- 田平委員  
やっぱりベースがないといけない。散発的に載っていてもだめです。さようかというだけで、聞きませんよ。もう公共から離脱すべきというのが必要だと思いますよ。
- 田口副会長  
ここに図書館を行政から切り離すと……
- 田平委員  
それをもっと大きく。収入増加策の6つの中の1つではなくて……
- 吉原委員  
全体のトップに。それを目標にすると。
- 田平委員  
そういうことですよ。でないと、ほかの言っていることもみんな絵に描いた餅なのですよ。
- 吉原委員  
5つの中の3番目ではなくて、最大の目標というか、方向性がそれだと。
- 田平委員  
収入増加もコスト削減も便益向上、その他の方策についてもそうです。
- 栗林会長  
図書館に関しては、結局ヤジロベーで全くバランスしていないというのは全てそこに原因がありますから、どうですか、本件に関してご意見ございますか。  
青山委員、どうぞ。
- 青山委員  
根本的に最初にこの諮問に入ったときに、最初から公共施設の評価に対するときに長

期的な視点と短期的な視点ということの前提から、そこから入って行って今いろいろと結びになってきていると思うのですけれども、今木村委員がおっしゃったことも吉原委員がおっしゃったことも田平委員がおっしゃったことも、これはややもしたらできることは短期的という解釈もあるし、本当にICTの技術なんかも進んで、図書館のものは全部もうインターネットとして見れる。もう10年前ですけれども、米国図書館が6センチ角のチップで全部入ってしまうということが10年後には現実化するよということで、10年前の話で10年後ということはどうもできてしまっている。ゴアさんが副大統領のときにそれを明確に発表していたのですよ。ということは……

○田平委員

14年前です。

○青山委員

そうですね。99年ですね。そのときにもうそういうことが完成しているということもあると、この長期的な視点と短期的な視点を区別するというのではなくて、これをどう扱いますかということにもう一度戻さなければいけないのではないかなと思います。

○栗林会長

ほかに図書館に関してご意見ございますか。

(発言する者なし。)

○栗林会長

それでは、ちょっと一段落したということにして駐輪場に進みたいと思います。駐輪場に関しては、収入増加策というところがメインになると思いますけれども、ここに一通り意見は上がっていますが、いかがでしょうかね。それで、今の図書館に関しての収入増加策、メインにという話ですけれども、3月に提案する答申案でもそういうふうに書きますから、一番重要なことをまず書いて、そしてディテールはこうですと、そういうふうに表示するようにしますので、そうすると駐輪場はどんなことになりますかね。最初の大きな項目というのは。

○田平委員

全ての公共駐輪場の有料化と使用料適正化。

○栗林会長

非常に座りもいいし、わかりやすいと。それに尽きますよね。確かに絶対おかしいわけですから、それを強く提言して、そしてここに書いてあること、その中身ですよ。幾つもありますけれども、第1がどうか、第2がどうか、第3がどうか、その中身ですよ。今おっしゃったようなことを前段に掲げて……

○田平委員

本八幡もあるし、行徳にもあるわけですよ。

○栗林会長

そして、具体的にはこうだあだとディテールについて述べていくということですね。それで、コスト削減等々についてはそんなにないのですかね。あと、この便益に関しては、田平委員が長年取り組まれてきたわけですから、やっぱりあれです

よね。いわゆる無断駐輪というのですか、あれが一掃されたということはすごい便益ですよ。それは今現在ほぼ達成されていると。

○田平委員

実はきょうこの会議の直前にスタッフと打ち合わせをして、駐輪指導員が立っている午後5時まではきれいなのです。これについては、元気！市川会の中でも何回も議論して、1月の下旬から、自転車のマナー向上活動というのは今まで運転マナーの向上だったのですが、それに駐輪マナーを入れて、夜間の不法駐輪も規制しよう。撤去しようということを決めて、今その細目を詰めているところなのです。実はこのコスト削減策については、これは今駐輪場の預け料というか、使用料ですよ。実はこの駐輪には、あとほかにも、ちょっと前に出したのですけれども、街頭指導員、それから撤去をする会社というのがあるのです。ほかに保管所を運営する会社というのがある、私はこれを一元化すべきだと思います。何かやるにも、みんな3者を説得しないと物事が進まないのです。だから、一元化すべきです。そして、今の契約はここに何人張りつけろとなっているのです。ところが、そうすると、契約を取るのには、低賃金の人を集めてきて、利ざやを取って、なるべく安くしたところなのです。私は、そうではなくて、要するに総合的に結果をちゃんと出せばいいのだと。したがって、最低何人なのだけでも、それできちんとやりなさいよと。結果が出なければ、次回の契約はないという形にして労働生産性を上げてやっていけば、この今の駐輪の街頭指導と撤去と、それから保管、このコストをあわせてやれば、相当にもっと効率化できるだろうし、なおかつグーチョキパーのごみポイ捨て、あれも兼ねればいしと、言っているのだけれども、なかなかそれが縦割りですうまくいかないのです。

○吉原委員

違法駐車とグーチョキパーと自転車の指導員と3種類立っているのですよね。

○田平委員

そう。駐車というと警察なのだけれども、場合によっては警察と共同してやると。

○栗林会長

今のことも書いたほうがいいですよ。その3つを一元化すると。一元化は、全てのところで必要ですよ。コスト削減策、一元化の項目を加えるということにいたしましょう。

あと、いかがですか、駐輪場に関しては。収入増加策は、おおむねいいと思うのですよね。コスト削減について、そういう特殊事情、私もよく知らなかったけれども、そういった一元化が必要であると。3つダブっているのであれば、すごくコストリーですよ。そういうことが世の中は余りにも多いのですけれども、それを加えるということですよ。

○田平委員

ちょっと言葉を提案しますと、街頭指導、撤去、保管の3業務の統合、効率化、そんな感じで入れていただければと思います。

○栗林会長

今ご提案もありましたので、それを参考に文言を練っていただくということですね。

○田平委員

はい。

○栗林会長

それでは、公民館に移りたいと思います。公民館に関しては、先ほど冒頭事務局から所管からのコメントというのがあって、単なる貸し館ではないのだと。要は言いたいことは、どうもそういうことだったのですけれども、さて公民館の収入増加策、コスト削減策、便益、どうですか。公民館に関しては、貸し館ということで、我々は既に議論もしたところだけでも、大体網羅していますかね、ここにあるようなことで。いかがでしょう。

前回の答申で大幅に料金を引き上げたでしょう。その後、行政の進捗状況はどうなっているのですか。お願いします。

○山元行財政改革推進課長

この2月議会での提案は、消費税の値上げをとりあえず行います。その後の時期に市民の意向調査を進めながら値上げを検討していくという考え方になっています。ですから、一足飛びにこの3月の段階の議会でそういう提案ができるというところまではいかないということになっています。

○栗林会長

いろんな大変なハードルがあると思いますけれども、公民館に関してはもう議論をし尽くしましたかね。

老人いこいの家はいかがですか。お風呂の先ほどの話もありましたよね。先ほど入浴施設の民間のいわゆる銭湯が減ったのは何もこのせいばかりではないという何かかなり弁解じみた所管からのあれがありましたけれども……

○吉原委員

でも、ある場所で例えばその日4人しか来ないのにちゃんとお風呂を用意して、そこに1人張りついていてというのを見ていると、もう切ないですよ。そんなことって本当に必要なのだろうか。もしそこまでやるのだったら、それこそ行徳のクリーンセンターの脇のところまで送り迎えしてあげたって、そのほうがずっとコスト少ないだろうと思うぐらい。これだけ何か所にもお風呂を用意して、そこに人を張りつけてやるのだったら、逆に言ったら、利用したい人はあるところに電話すれば、それをクリーンセンターの脇の温泉まで送り迎えしてあげたらよっぽど喜ばれるのではないかなと。

○田平委員

何か物すごく親切な方ですね、吉原さんって。私は、昭和23年の生まれです。親父は学校の先生で、公務員でしたが、風呂はたしか1週間に2回だったですよ。そんなに貧乏ではなかったですよ。そのかわり近所の人ちょっともらいに来たりとか、1回どこか親戚のところへ風呂に入りに行ったことがあるけれども、あとは暑いときなんていうのは体を拭くだけ。もちろん終戦後ですから、非常に生活レベルが低かったのでしょうけれども、そのことを思えば、1週間に1回や2回、無料で確実に風呂に入れる必要があるのかという感じがする。

○吉原委員

しかも、その衛生面の管理って結構大変ですよ、不特定多数の人が入るお風呂を管理していくというのは。それだったら、そういう施設に例えば送り迎えをしてあげてもずっとコストが安いし、恐らくそのほうが喜ばれるのではないかなと。

○田平委員

何で自分の金で風呂に入りに行っちゃいけないの。

○吉原委員

そう言いたいけれども、そういうことを言うと、また低所得者とか高齢者が……

○田平委員

それはそれで、生活保護とか何か出ているわけではないですか。

○吉原委員

いわゆる高齢者の自立という言葉にすりかえられているので、要するになくしてはいけないという理由に置きかえられているような気がするのと話を聞いていたのですけれども……

○田平委員

自分たちの仕事がなくなるのが嫌だから、何か理屈をつけているとしか思えない。

○吉原委員

理屈をすりかえているようにしか聞こえなかったですけれども……

○栗林会長

結局当事者にとっては、総論賛成、各論反対であることは間違いない。ただ、我々は総論的な議論をしているわけですから、老人いこいの家の風呂の無料利用というのはかなり疑問ですよ。これをやめたほうがいいのではないかと提言にならないのか、もしくはやるのなら有料化できないのかというようなことで。ここに書いてありますけれども、利用者は健康的にも経済的にも恵まれた方が多く見受けられると。そうではない人もいるのだろうと思うけれども、多分そうなのでしょう。ただこんな議論もありましたよね。一緒に見に行った南行徳のいきいきセンター、1階から2階に行かないようにするのだという議論があったでしょう。

幸前委員なんかはどうですか、この辺のところ。お風呂の問題、無料とか有料とか、あとやめてしまうとかってどうお考えですか。

○幸前委員

ずっと図書館のところからお話を聞いていて、多分全部共通だと思うのです。うちも今、大学受検の娘なんかはこの夏、家にいると勉強ができないから、図書館に行って勉強する、誘惑のないところで。そういう利用者もいるし、老人いこいの家のお風呂にしても、公民館にしても、自転車にしても全部そうなのですけれども、でもそんなことを言っていたら何も変えられないし、その人のために何億のお金を一人のために使っているのかという問題になってくる。背に腹はかえられない部分もあるので、基本は全てかかる経費は受益者負担というところ、図書館の本1冊、本当はお金が取れないから無料なのだけれども、実際本を1冊借りるのにどれぐらいお金がかかるか、本来なら負担してもらわなければならないところを明確にすべきです。自転車置き場はすぐわかりやすいと思うのですけれども、お金が取れないところはどうか、実際払えない人はどうするか、行き場がなくて勉強する場所もない子供は図書館がなくなったらどうするか、そういう意見が出てくるのは当たり前で、お風呂がなくて困る方はどうするか。その場合、それに対する個別にフォローをすると。総論は基本、受益者負担というところはもっと強く出してもいいのかなと。そのかわり、多分そうすると子育てとか福祉にかかわっている人たちはかなりそういう拠点がなくなることによって落ちこぼれて

いく。見過ごされていく人たちは絶対ふえてくるから、かなりの反対に遭うと思うのですけれども、逆にその仕事が無くなったら、職員の手があくのだったら、地域からそういう取りこぼされていく人がないようにもっと地域に目を向けるとか、個別に今まで来ていた人がちゃんとお風呂に入れているかどうかをそれぞれの職員が地域を回るとか、例えばケースワーカーを2倍、3倍にふやしていくとか、そういう何か違う方向に変えていく必要があるのかなど。でも、やはりお金がかかっているところはかかっているのだから、どこかそこはクリアしたいなと思いました。

○栗林会長

はい、どうぞ。

○田平委員

今の幸前委員のお話に活性化されてちょっと申し上げますが、大きな見出しで受益者負担の原則の推進とか何かって大きく入れたらどうかと思いつつ、最大の抵抗勢力は実は議会ではなくて職員なのです。なぜかという、私も職員と10年つき合っていますから。要は、結局最前線に立っていて、何でなくしたのと、こう言われたくないのですよ。それで、要するに昔どおりのことをずっと継続してやりたいという思いなのだと思います。したがって、私は何を言いたいのかという、さっき言ったように、その手段はある程度君たちが考えなさいと。合法性が担保されて、そしてコストダウンの目標も達成しなさいと。達成できなければ、あなたは無能だと。だから、何とかしなさいと。その項目については、あなたが自分たちで考えなさいというふうにしたらどうですかね。

○吉原委員

ちょっと日本語に表現しにくいですね。

○田平委員

それは、コストダウンの目標を立てて、プラン・ドゥー・シーのサイクルの輪を回すと。計画、実行のサイクルの輪を回すということではないですか。これは全部に適用されますよ。

○吉原委員

幸前委員のおっしゃった基本的には一つの尺度で全部をとという方向性はすごく大事ではないかなと。それを前面に押し出したほうが良いと思います。

○栗林会長

誰でもよく知っている概念、受益者負担ですけれども、まさしくそのとおりで、受益者負担が費用と対応して特定できるものは料金が取れるわけですよ。それで、お風呂だって料金を取れるのに料金を取らないというのは私は理解できない。というのは、集合的に消費するものは料金を取れないので、例えば治安とか、それは行政の役目ですよ。ところが、あなたは幾らですよというふうには料金化できる概念のものは当然受益者負担にすべきだという、そういう議論がある。公共施設に関しては、この集合的消費という部分もあるのだろうと思うけれども、個人個人に帰属するようなものは、これはもちろん受益者負担の原則で、原則として料金を取るべきだと、このアドバルーンは上げたほうが良いと思うのですよね、改めて。そんな中で、図書館法の縛りがあるから、本来取るべきなのだけれども、どうしても取れないと。そこで、取れるようにするにはどうしたらいいのかと。先ほどみたいにすれば取れる可能性があるのではないか、模索すべきであると、そんなふうには持っていっていいのではないかなと思うのですよね。

○栗林会長

そういたしますと1ページ、2ページのいわゆるコンセプトに関しては、きょう重要な修正も入りましたけれども、何かというと、2ページですよね。収入、コスト、便益のところでも明確な目標達成率、目的、これを設定して、だめな場合は民間へというような流れに持っていくということですよ。それと、1ページの評価の視点に若干の追加があるというようなことですね。それと、図書館に関しては……

○田平委員

済みません。よろしいでしょうか。

○栗林会長

はい、どうぞ。

○田平委員

今のお話、2ページ目のところにこういうのが入ってくるわけですよ。そうすると、これだけだとちょっと弱いので、4ページの下のところにもこれと同じようなこと、目標を立てて、だめだったときは民間に業務を開放する、協働を考えるというようなことを入れたらいかがでしょうか。

○栗林会長

入れますし、今日お配りしたのは単なるイメージなので、実際はインパクトがあるように答申案をつくりますので、いわゆる大項目として、今の話とか、幸前さんの受益者負担の話とか項目を立てて、そのようにしたいと思います。

さて、事務局と相談した上でこの後また皆さんにメールを差し上げて、一定の期間を区切ってまたいろいろご意見等を賜りますけれども、どうですか。きょうはまだあと10分弱あるのですけれども、何かこの場でひらめいたことがあればぜひ。

杉浦委員、どうぞ。

○杉浦委員

最初のほうで、いこいの家のお風呂に関して古くなったら廃止というのがありましたが、それは一体どういうことなのでしょうか。必要だから入浴施設を設けているはずなのに、古くなったら廃止というのはどういうことなのかなど。

○栗林会長

きょう所管のいないのだけれども、何か聞いていますか。矛盾していますよね。今答えられませんかね。

○高久行財政改革推進課主幹

以前私も高齢者支援課におりましたので、基本的にはお風呂に関しては古くなって直してまでも続けるということはないということになっております。市川いこいの家というのがあったのですが、そこも壊れたので、直さないで、そのまま廃止と。こういうことを順次、利用者が余りにも急激に不利益をこうむらないような形で、壊れたので、申しわけありませんけれどもということですよ……

○栗林会長

段階的な廃止ということなのですかね。だから、いわゆる陳情、クレームは嫌だということですよ。確かに行政なので、市民から余り言われたくないと。

杉浦委員、ほかにございますか。

○杉浦委員

その場所によっては、一般的な銭湯がない地域もあるということなのですよ。そこは一体どうすればいいのかということになると思うのだけれども、離れたところまで行かざるを得なくなるということなのではないでしょうか。古くなったら廃止というのではなくて、どうしていくのかというちゃんとしたビジョンをあわせて考えてほしいと思います。

○栗林会長

課長、どうぞ。

○山元行財政改革推進課長

今のお風呂の話は、いわゆる保健衛生の話になるかと思うのですが、今回やっている老人いこいの家、これは違う目的で動いていますので、杉浦委員のおっしゃる別の視点で多分現実的にはすり合わせが必要になってくるのだろうというふうに考えます。どんどんお風呂屋さんは廃業して、限りなくなっていく方向に向いていますから、それは新しい行政課題というふうに我々も認識しなければいけないと思います。

○栗林会長

ほかに関わり残し等、気がついたことは特にございませんか。いかがでしょう。石橋委員は、特にコメントございませんか。

○石橋委員

お風呂の件なのですが、今民生委員のほうではお風呂のない方のためにお風呂券というのが出ているのです、高齢者支援課のほうから。だけれども、私は国府台地区なのですが、利用する方がほとんどいないのです。

それで、西部公民館なのですが、あそこもお風呂があったのです。しかし、利用者が少ないということでなくなりました。うちのほうのいきいきセンターもお風呂がないのです。だから、場所によるのではないかと思うのですよね。でも、現状としてお風呂券はまだ出ているのです。

また、ちょっと余談になってしまうのですが、私もやる方法がよく理解できていないのですが、そのお風呂券を転売する人が出てきているらしいのですよ。そんなことも今出てきているという話で、そんなことまで発展しているということなのですが、そういうことです。

○栗林会長

ほかに関わりございますか。副会長、何か一言。

○田口副会長

さっきからいろいろ皆さんのほうから参考になる意見を聞いていたのですが、大体2番のところはそういう盛り上がるところで、ずっと話を聞きながら、1番はどうかと半分考えていました。1番のところ、先ほど加藤委員が最終的には目的だよという話をされたと思います。そうすると、この4施設、便益向上ということで、結局施設の便益って何なのかと洗い出して、我々はそんなにたくさん知っているのかなど。最終的にその便益というのは何なのかをちゃんと把握しないと評価ってできないということで、評価の視点というところではちょっと小さ過ぎるけれども、基本的に立ち戻って、この施設の便益は一体何なのかと。先ほどの図書館であれば、勉強スペースという

のも便益だし、本の貸し出し、どういう本でも大体対応できるよというのも便益なのかもしれない。ただ、紙ベースではなくて電子化などへの対応で便益は下がっていると。そういう視点での評価の視点というのは一くりにせずに、基本的にはそこは大事なのだなと話を聞いていて思いました。

最終的には、施設コストの削減というのは非常に大事なわけけれども、受益者負担を原則とすると。先ほど幸前委員が言ったように、そこに入れなかった人を考えること、これは当然行政の仕事だということで、そこも考慮したというような表現、先ほどの勢いづいたことに逆行するような言い方をしてますけれども、そこも当然考えたような表現というのにも必要なというふうに思いました。決して逆行するようなことではありませんけれども、行政なので、そういうものも考慮するというのは当然だと思います。

○栗林会長

はい、どうぞ。

○吉原委員

前の審議会のときに一度言って、そういうのはやばいからやめたほうがいいというご指摘があったのですけれども、何でもマイナス思考でこれも削ろう、これも削ろうとやっていると本当に小さなまちになってしまうのだと思うのです。さっき平田委員からのお手紙にもあったように、市民満足度という尺度が必要だと。その市民満足度ってどうやって調べるのだというところの議論がどこにもないのです。それと同時に、新しい市民ニーズというのがどこにあるのかということ調べるすべもないのです。私はライオンズクラブというのをやっているのですけれども、そのライオンズクラブで最近やり始めたことというのは、恥ずかしいけれども、自分たちがまちに出ているんな人にインタビューをして、市民ニーズ、地域がどんな奉仕活動を必要としているかというのをインタビューして歩くという手間をかけて、自分たちのクラブが団体としてやるべき方向性を探ろうということを実は強く言い出したのです。だから、本来ならそれは市議会議員がやるのかもしれないのですけれども、もしかすると満足度と市民ニーズというのを両方あわせて、eモニターだけではなくて、広く市民に問いかけるような仕組みというのが必要な時期に来ているのではないかなと思っています。そうしないと、結局新しいニーズは思いつきでしかやらないし、小さくしよう小さくしようというときに、本当はすごく大きなニーズがあるのに、それが全くキャッチされないで、どんどん小さくなって不便になっていくだけという方向になる。スクラップ・アンド・ビルドですから、どこかにビルドがなければいけないのだけれども、そのビルドというのは、大抵は箱物をつくったり、大きなお金をかけて何かをすることばかりに行ってしまうのだけれども、小さな便利って多分いっぱいあると思うのです、世の中に。だから、そういうものをどこかでキャッチしたいなと。そういう仕組みがあったらいいなというふうに思います。

○栗林会長

田平委員 どうぞ。

○田平委員

私はまちづくり活動を13年やっています、市民のニーズはこの一言で答えられます。快適性、利便性、情報性、安全性、そしてもうちょっと豊かになると歴史性、文化性です。だから、快適で安全で便利で、そして情報性豊かでなのです。実は私が何でもまちづくりをやっているかという、もちろん愛する市川のまちというのはあるのですけれども、市民の人たちが買い物に来てくださって私は生活の糧を得ているわけですので、そうするとこの商圏の人たちが、いい人たちがたくさん移り住んできて、ずっと

住み続けたいと言ってもらうために投資しています、自分のお金を使って。そういうことでいいのではないですか。

○吉原委員

私が言いたかったのは、田平委員の今言ったような市民満足度とか市民ニーズというのは一人一人全員違うので、いろんな人の意見を常にキャッチできるような努力をしていかないといけないかなと。

○田平委員

吉原委員はライオンズで、僕はロータリーですが、ロータリクラブで言っているのは、何か奉仕をしようとしたときに全部持ち出しただけだったら絶対に長続きしないのです。それが持ち出しでいろいろやっていく中でどんどん、どんどん伸びてきたときに、自分がその受益者の一人になるのだったら結構長続きするのです。私は、その理屈は正しいと思うのです。

○栗林会長

幸前委員 どうぞ。

○幸前委員 先ほどの吉原委員のはすごくいいなと思いました。ぼっさり切ったほうがいいという、やっぱりマイナスマイナスだと反発も多いと思うのです、何で切るのかと。逆に箱物は捨ててでも、行政が市民一人一人に語りかけられるような、そういうソフトに力を入れていこうというのを前面に出すと、何か少し緩和しないかなと思いました。

○栗林会長

議論はまだまだあろうかと思えますけれども、ご案内の時間になりましたので、再度今後の予定をお知らせいたします。

きょうおおよそですけれども、答申の骨子の方向性というのはある程度の合意を得たと考えておまして、2月の審議会はお休みです、議会の関係で。次回は3月19日の水曜日でございます、この1週間以上、なるべく早く最終的な答申案をお示しますので、それに事前に目を通していただいた上で3月19日、ご審議に参加していただいて、これが最終審議ということになります。そして、4月のしかるべき時期に答申するというようなスケジュールになっております。

4月答申と同時に、まだ市長のスケジュールも未確認ですけれども、新たな諮問を受けるということになっておまして、2年の任期のいよいよ最後の半年でございますけれども、4月25日、最初お渡しした資料の5ページですけれども、4月以降の審議会、大変申しわけないのですが、非常にイレギュラーな開催を計画させていただいております、まだ相当先でございますので、委員の皆様方にはぜひ早目にご予定をいただければ幸いですと考えております。第1回が4月25日の金曜日、時間はいずれも16時までで統一しておりますけれども、このとき市長から諮問を受けるということになる予定になっておまして、その諮問内容に対しての議論を5月14日の水曜日、6月11日の水曜日、7月11日の金曜日ですが、夏休みに向けて、こういった方向で新しい諮問内容について審議を行っていきたいと、このように考えておりますので、日程等、大変皆さんお忙しいので、大変だと思いますけれども、ぜひご予定いただければと思っております。

では、事務局のほうで何かありますか。

○山元行財政改革推進課長

会長からのご案内のとおり、次回は3月19日水曜日4時からになります。場所は、3階の第1委員会室ということでございます。

○栗林会長

それでは、以上で終了いたします。お疲れさまでした。

**【午後6時00分 閉会】**